

太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市に住所を有する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号（法第31条の10において準用する場合を含む。）の給付金として支給する太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）及び太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）について、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資格)

第2条 訓練促進給付金及び修了支援給付金（以下これらを「給付金」という。）の支給の対象となる資格は、就職の際に有利であり、かつ、養成機関において1年（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月）以上のカリキュラムの修業が予定されている次のものとする。

- (1) 看護師（准看護師を含む。）
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 歯科衛生士
- (7) 美容師
- (8) 栄養士
- (9) 調理師
- (10) 製菓衛生師
- (11) 前各号に規定する資格以外の資格であって、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座を受講することで取得できる資格（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座の場合には、情報関係の資格に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、太田市の実情に応じて市長が定める資格

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は太田市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法

第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に就業を開始したものをいう。）であって、訓練促進給付金については、養成機関において修業を開始した日以降、修了支援給付金については、養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 第2条に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において、1年（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月）以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

- 2 訓練促進給付金を受給している者が、その訓練期間中に養成機関が定める夏期休業その他の休日又は休暇でないにもかかわらず、月の初日から末日までの間の1日も訓練を受けていない場合は、当該月分の訓練促進給付金は支給しないものとする。

（事前相談の実施）

第4条 給付金の支給を受けようとする受給資格者（以下「受給希望者」という。）は、資格取得の見込み、生活状況等について、事前に市長へ相談するものとする。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給制限）

第5条 訓練促進給付金及び修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために看護師の養成機関で修業する場合には、申請により訓練促進給付金を更に支給することができる。この場合において、訓練促進給付金の支給期間は、通算して48月を超えない範囲とする。

- 3 前項の規定による申請については、第6条の規定を準用する。

（訓練促進給付金の申請）

第6条 受給希望者は、訓練促進給付金の支給の申請をするときは、省令第6条の10第2項に規定する書類を添えて、児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けていない者であって所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下同じ。）がないものにあっては、高等職業訓練

促進給付金等支給申請書（様式第 1 号。以下「支給申請書」という。）を、児童扶養手当の支給を受けていない者であって所得税法に規定する控除対象扶養親族があるものにあつては、支給申請書及び 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第 1 号の 2）を市長に提出するものとする。

- 2 対象となる資格が職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定する公共職業訓練として厚生労働省が定めたものである場合は、前項に規定する書類のほか、公共職業安定所が証明する職業訓練受講給付金等非該当確認書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（修了支援給付金の申請）

第 7 条 受給希望者は、修了支援給付金の支給の申請をするときは、省令で定める書類を添えて、支給申請書を市長に提出するものとする。

（支給の決定）

第 8 条 市長は、訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給の可否を決定した場合は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第 3 号）又は高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書（様式第 4 号）により当該受給希望者に通知しなければならない。

（修了支援給付金の支給時期）

第 9 条 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために看護師の養成機関で修業する場合には、原則として、当該看護師の養成機関の修了日を経過した日以後に修了支援給付金を支給するものとする。

（給付金の額の算定の特例）

第 10 条 受給希望者が婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子であつて、現に婚姻をしていないものであり、かつ、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫（以下この項において「寡婦等」という。）に相当するものであるときは、給付金の額の算定に当たっては、当該受給希望者を寡婦等とみなすものとする。

- 2 前項の規定は、受給希望者から、自らが同項に規定する者に該当する旨の申出があつた場合に限り、適用するものとする。

（受給者等の状況の確認等）

第 11 条 市長は、訓練促進給付金を受給している者（以下「受給者」という。）及び支給対象期間の上限を超えて修業している者（以下「受給者等」という。）の養成機関での在

籍を確認するため、当該受給者等に対し定期的に高等職業訓練促進給付金等出席状況報告書（通学用）（様式第 5 号）又は高等職業訓練促進給付金等出席状況報告書（通信教育用）（様式第 6 号）の提出を求め、及び年度末ごとに修得単位を証する書類の提出を求めるものとする。

2 市長は、受給者等に養成機関を修業した後の資格取得の状況、就職状況その他の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前 2 項の規定によるほか、必要に応じ受給者等に給付金の支給に係る報告等を求めることができる。

（変更の届出）

第 12 条 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市民税の課税状況に変更があったとき又は同一世帯に属する者に異動があったときは、その内容を証する書類を添えて、高等職業訓練促進給付金等変更届（様式第 7 号。以下「変更届」という。）を提出し、支給要件に該当しなくなったときは高等職業訓練促進給付金等資格喪失届（様式第 8 号。以下「喪失届」という。）を提出するものとする。

（変更の決定）

第 13 条 市長は、受給者から変更届の提出があった場合において、訓練促進給付金の支給額の変更の決定を行ったときは、高等職業訓練促進給付金等支給額変更決定通知書（様式第 9 号）により当該受給者に通知しなければならない。

（支給の取消し）

第 14 条 市長は、受給者から喪失届の提出を受けたとき、又は受給者が支給要件に該当しなくなったことを確認したときは、訓練促進給付金の支給の決定を取り消し、遅滞なく、その旨を高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書（様式第 10 号）により当該受給者に通知しなければならない。

（返還）

第 15 条 市長は、偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、期限を定めて、その支給を受けた給付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

（その他）

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に廃止前の太田市母子家庭及び父子家庭高等技能訓練促進費等事業実施規則（平成21年太田市規則第3号の2。以下「旧規則」という。）の規定によってした決定、手続その他の行為であって、この要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした決定、手続その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行前に旧規則の規定により訓練促進給付金の支給の決定を受けた者であって、この要綱の施行の日において現に当該決定に係る修業する期間にあるものに係る訓練促進給付金の支給期間は、旧規則の規定による決定にかかわらず、修業する期間に相当する期間（その期間が36月を超えるときは、36月）とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の太田市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（旧要綱という。）の規定により訓練促進給付金の支給の決定を受けた者であって、この要綱の施行の日において現に当該決定に係る修業する期間にあるものに係る訓練促進給付金の支給期間は、旧要綱の規定による決定にかかわらず、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）とする。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。